

## I. はじめに

12月20日に2025年度の税制改正大綱が公表されました。今年度は国民民主党が主張する「103万円の壁」の見直しについて協議が長引き、例年よりも税制改正大綱の公表が1週間ほど遅くなりましたが、当面は「103万円の壁」を20万円引き上げ、今後も引き続き協議していくことが合意されました。そのほか、将来に夢や希望と安心を持てる税制の構築を基本とし、若者や現役世代等の所得向上のための措置が講じられています。

今年最後のSeiwa Newsletterでは、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

## II. 所得控除の見直し

### (1) 基礎控除及び給与所得控除の引き上げ

物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという定額控除の課題に対応するため、所得税の基礎控除が48万円から58万円（所得2,350万円以下の場合）に、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。これらの措置により、所得税が課税されない給与収入のライン、いわゆる「103万円の壁」が123万円まで引き上げられることになります。

### (2) 特定親族特別控除（仮称）の創設

現下の人手不足の状況において大学生年代のアルバイトを促す観点から、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、現行の扶養控除の所得上限（この上限自体が(1)の基礎控除に合わせて10万円アップ(※)）を超えるため扶養控除を受けられない居住者に対して、新たな所得控除が設けられます。

	親族等の所得金額	控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (現行)	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超58万円以下(※)		
特定親族 特別控除 (仮称)	58万円超85万円以下	0円	61万円
	85万円超90万円以下		51万円
	90万円超95万円以下		41万円
	95万円超100万円以下		31万円
	100万円超105万円以下		21万円
	105万円超110万円以下		11万円
	110万円超115万円以下		6万円
	115万円超120万円以下		3万円
	120万円超123万円以下		

## III. 子育て世代への支援

前述の特定親族特別控除の新設のほかにも、子育て世帯の支援を目的とした措置の新設・延長があります。

### (1) 生命保険料控除の拡充

23歳未満の扶養親族を有する世帯において、2026年に新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の額が拡大されます。

年間の新生命保険料	控除額（改正前）
2万円以下	新生命保険料の全額
2万円超4万円以下	新生命保険料×1/2 + 1万円
4万円超8万円以下	新生命保険料×1/4 + 2万円
8万円超	4万円



年間の新生命保険料	控除額（改正後）
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円
6万円超12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円
12万円超	6万円

※ 一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計控除限度額は現行の12万円から変更なし

### (2) 子育て世代等に対する住宅ローン控除の拡充

前年の税制改正で導入された、19歳未満の子どもがいる又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯に対する住宅ローン税制に関する借入金額の上限優遇措置（下表）は、その期限が1年延長されます。

また、所得1,000万円以下の世帯に対する面積要件の緩和措置（50㎡以上→40㎡以上）も1年延長されます。

	一般世帯	子育て世帯
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

### (3) 子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長

子育てに対応した住宅リフォームについて、工事代金250万円までは10%、超過分（合計上限1,000万円）も5%の税額控除を受けることができる制度は、その期限が1年延長され、2025年12月末までに住居の用に供した工事に適用されます。

## IV. 確定拠出年金制度と退職所得控除の見直し

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするために、確定拠出年金制度について、拠出額の上限の引き上げ等が図られる一方で、老齢一時金と退職金の受け取り時期を調整することで退職所得控除の勤続年数計算を重複して適用できる節税を排除する改正が行われます。

なお、以下の(1)(2)は確定拠出年金法の見直しを前提として、見直し後も改正前の税制措置が適用されるものです。

### (1) 企業型確定拠出年金制度の見直し

勤務先の企業が拠出する掛金に加えて加入者自身が上乗せで拠出する「マッチング拠出」について、加入者掛金は企業掛金を超えることができないとする要件が撤廃されます。また、拠出額の上限が月5.5万円から6.2万円（確定給付企業年金制度の加入者は確定給付企業年金制度ごとの掛金を控除した額）に引き上げられます。

### (2) 個人型確定拠出年金（iDeCo）の見直し

60歳以上70歳未満で現行制度ではiDeCoに加入できなかった者のうち、以下の2つの要件を満たす者が新たにiDeCoに月6.2万円を上限として拠出を行うことができます。

- かつてiDeCoの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCoに移管できる者
- 老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者

また、現行加入者の拠出額の月額上限が以下のとおり引き上げられます。

	改正前上限	改正後上限
第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
企業年金加入者（※）	2.0万円	6.2万円
企業年金未加入者 （第一・三号被保険者を除く）	2.3万円	6.2万円

※ 確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金を控除

### (3) 退職所得控除の見直し

現行の制度では、60歳で確定拠出制度の老齢一時金を受け取り、5年経過後、例えば65歳の定年で退職金を受け取った場合、両方の退職所得控除額の計算において勤続年数を重複してカウントできますが、課税関係の公平性の観点から、老齢一時金給付後に10年経過しないと勤続年数の重複部分を排除して計算することになり、退職所得控除が満額利用できなくなります。この変更は、2026年1月1日以降に老齢一時金を受け取り、その後に支給される退職金に対して適用されます。

## V. 防衛力強化に係る財源確保のための措置

我が国の安全保障環境の状況に鑑みて、安定的な財源確保の観点からの税制措置が過年度の税制改正大綱に課題として挙げられていましたが、今回の大綱で以下の導入が決定しました。

### (1) 防衛特別法人税（仮称）の創設

各事業年度の法人税額に対し、500万円（グループ通算制度適用会社はグループ全体で500万円を按分）を控除した金額に4%の税率を乗じた金額が防衛特別法人税として課されます。

上記の制度は2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。税制改正法案が来年3月末までに公布された場合は2025年3月期決算で繰延税金資産/負債の計上額への影響が生じます。

### (2) たばこ税の増税

加熱式たばこは、重量0.4gを紙巻たばこ1本とした重量換算と紙巻たばこの小売価格の比率による換算本数との平均により紙巻たばこの本数に換算して税額が決まりますが、この換算基準が、紙その他これに類する材料で巻いてあるものは重量0.35gあたり1本、それ以外のは重量0.2gあたり1本となります。改正は2026年4月1日から段階的に適用されます。

また、たばこ税自体も2027年4月1日から段階的に1本あたり1.5円の引き上げが行われます。

## VI. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

外国人による免税品の不正転売等を防止する観点から、免税店での販売時に消費税を免除する現行制度から、出国時に税関において海外への持ち出しが確認された物品を対象に消費税相当額を返金するリファンド方式に改められます。

一方で、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減のために以下の措置が設けられます。

- 一般品と消耗品（食品や化粧品）の区分を廃止
- 消耗品の1日の店舗あたり購入上限額（50万円）及び開封の有無が分かる特殊包装を廃止
- 免税店において、現行の免税対象物品である「通常生活の用に供するもの」か否かの判断が不要

上記の変更は、システム改修や環境整備に一定の期間を要することから、2026年11月1日より適用されます。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。  
<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>